被災職員の皆様へ

公金受取口座登録制度の運用が始まりました

公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座の情報をマイナンバーとともにマイナポータルにあらかじめ登録し、行政機関等が当該口座情報の提供を求めることができる制度が始まりました。

　地方公務員災害補償基金は、令和４年10月11日からこの公金受取口座との情報連携を開始しています。

請求する補償費等について、公金受取口座への支給を希望する場合は、各種補償請求書の送金希望口座欄の「公金受取口座を利用する」にチェックを入れ、マイナンバーを記載して提出してください。

なお、公金受取口座登録制度を運用するデジタル庁からは、初めてのシステム導入となるため、令和４年中は情報連携がうまくいかない可能性がある旨のアナウンスがありました。

補償費等の受取りに公金受取口座を希望する方は、情報連携できず送金不能となった場合に、口座情報を改めて提供していただくことになることを御了承ください。

　★注意★

　・公金受取口座への登録は、請求前に済ませてください。

※基金で登録についての案内はできませんので、各自、マイナポータル等で確認して　ください。

・本制度の実施に伴い、補償等の各種請求様式が改正されていますので、改正後の様式で請求してください。

なお、改正前の様式で請求された場合は、公金受取口座の利用希望がないものとし、　請求書に記載されている口座へ補償費を支給します。

・療養補償費は、本人請求のみが公金受取口座の対象となり、医療機関や薬局等に受領委任を行う場合は利用対象外です。

　令和４年10月７日

　　　地方公務員災害補償基金広島県支部